

巖復と清末学部編『国民必読課本初稿』（1910）

沈 国威／孫 青

一 問題の提起

1909年末から1910年2月まで、巖復は日記の中で次のように十数回にわたって、『国民必讀』という書物について触れていた⁽¹⁾。

- 十月卅日（12月12日） 評『國民必讀』。白振民、伍崇學、胡玉縉⁽²⁾。
- 十一月初五日（12月17日） 到館。到部、見巖、宝両侍郎、言『國民必讀』事。
- 十一月初七日（12月19日） 看陳曾壽、潘清蔭所編『國民必讀』⁽³⁾。
- 十一月初九月（12月21日） 巖、宝両侍郎以『國民必讀』相托。
- 十一月十二日（12月24日） 會議『國民必讀』事。
- 十一月十五日（12月27日） 到館、理『國民必讀』。
- 十一月十九日（12月31日） 本日大風。未到館。（中略）在家改『國民必讀』、悶損已極。
- 十一月廿四日（1月5日） 到館。『國民必讀』第二集上卷完。
- 十一月廿七日（1月8日） 到館。交『國民必讀』七本。

⁽¹⁾ 王栻編『巖復集』第5冊、北京：中華書局、1986年、1500～1505頁。

⁽²⁾ 白振民は、江蘇南通の人、京師訳學館責任者。伍崇學は、字は仲文、江蘇江寧の人。日本に留学したことがあり、当時、学部の役人であった。胡玉縉は、字は綏之、号は綏庵、江蘇吳県の人、経済特科に合格し、当時、学部に勤めていた。『巖復集』第5冊、1500頁。

⁽³⁾ 陳曾壽は、字は仁先、湖北省の人、1902年張之洞が四川学政在任中に合格させて、舉人となり、翌年進士に及第。中国の慣習に従えば、張之洞の門下生になる。潘清蔭は、字は季約、四川省の人。1873年、科挙に及第し、やはり張之洞とは師弟の関係になる。山東大学堂監督、学部郎中を歴任。

関西大学アジア文化交流研究叢刊 第4輯

東アジアにおける文化情報の発信と受容

2010年2月27日 初版発行◎

編 者 松 浦 章

（関西大学アジア文化交流研究センター）

発 行 者 新 田 满 夫

発 行 所 株式会社 雄松堂出版

〒160-0008 東京都新宿区三栄町29番地

電話 03-3943-5791

FAX 03-3943-6024

印刷・製本 亜細亜印刷

©関西大学アジア文化交流研究センター Printed in Japan 2010

ISBN 978-4-8419-0541-0

十二月初三日（1月13日）雪愈大。到館、改『国民必讀』第四卷。
 十二月初四日（1月14日）到館。到部、晤嚴侍郎、喬丞等。
 十二月十四日（1月24日）到館。到部。交『国民必讀』與朗溪⁽⁴⁾。
 十二月十六日（1月26日）拜嚴、栄、端、在彼午飯。紹、梁、寶、于。
 （宣統元年十二月廿三、1910年2月2日嚴復病氣）

十二月廿四日（2月3日）了『物理』五篇。
 十二月廿六日（2月5日）繳『国民必讀』卷⁽⁵⁾、到部。

日記の記述から分かるように嚴復は、1909年12月12日に学部（文部省）関係者と『国民必讀』を議論したのを皮切りに、一週間後、学部侍郎（大臣）嚴修、宝熙と『国民必讀』のことを相談した。その2日後、陳曾寿、潘清蔭編『国民必讀』の校閲を始める。さらに2日後の12月21日に、嚴修、宝熙から正式に『国民必讀』の修訂を依頼された。以後、一ヶ月半にわたり、嚴復は『国民必讀』の修訂に全力を注いだ。1910年1月5日に『国民必讀』第二集上巻修訂完了、3日後の1月8日さらに7冊の修訂を終え、1月24日修訂済みの『国民必讀』を関係者に渡す。

嚴復はまた学部侍郎嚴修への宣統元年十二月廿三日付（1910年2月2日）の私信の中で次のように書いている⁽⁶⁾。

复于十九日始病胆风，颇重，于至《国民必读》一事急着急。（中略）《国民必读》后卷，幸已了六七，极愿力疾起草，但为医所切戒，只得属馆中能者分了此稿。复所草者，除《电学》一篇，（因物理已成五篇，若此篇不勉完，则不配色。）恐万不能别有附益矣。病来无时、非敢诿也，（下略）

この書簡から嚴復が病気を押して『国民必讀』下巻の6、7割を校閲したが、医者に止められ、残りの部分は名詞館の同僚にお願いした。嚴復は、『国民必讀』のために『電学』を新しく書き加えた。すでに『物理』が五編完成したので、

⁽⁴⁾ 即ち林肖灝深である。福建閩侯の人、林則徐の曾孫である。日本に留学した経験を持ち、當時学部の左参事を務めていた。

⁽⁵⁾ 「卷」の前に数字の脱字があると思われる。なお、『嚴復年譜』（孫応祥著、福建人民出版社、2003年、352頁）に「国民必讀各卷修改完、呈学部」とある。

⁽⁶⁾ 王栻編『嚴復集』第3冊、591頁。括弧の中は割り注である。なお、この書簡については、『嚴復集』では日付を宣統元年四月廿三日（1909年6月10日）と間違えている。孫青「嚴復與嚴修書日期考訂辨訛」、『或問』第16号、2009年、55~61頁を参照。

『電学』がなければ内容が揃わないと考えたからである。嚴復がこれ以上『国民必讀』に貢献できないことを嚴修に詫びたなどの事実が判明できる。その翌日の2月3日に嚴復が『物理』五編の校閲を完了し、2月5日に『国民必讀』の修訂作業をすべて終らせ、原稿を提出したと日記にある。それ以後、嚴復が同書に関わった記録はない。

それでは、『国民必讀』はどんな書物であったのか、嚴復はどのように修訂を施したのか、そして嚴復によって修訂された原稿の行方はどのようなものになったのか。この時期、嚴復は学部審定名詞館の総纂に就任したばかりで、学術用語の制定、審査を精力的に進めているところである⁽⁷⁾。本務ではないが、学部大臣が自ら依頼した仕事に全力を傾けるのは当然のことであり、まして生活にゆとりがなくなった嚴復は大臣らに仕事口の斡旋を依頼しており、なおさらである⁽⁸⁾。このような現実的な問題はさておき、早くも1906年に「論小学教科書亟宜審定」という論文を新聞に寄稿した嚴復は、初等教育の普及、教科書の編纂、刊行に一家言を持っており⁽⁹⁾、強い責任感で取り組むであろうと誰もが思う。なのに、『国民必讀』の修訂に大きな苦痛を覚えたようで、1909年12月31日の日記に、「悶損已極（憂鬱極まりない）」と嘆いたほどである。なぜなのか。

嚴復が手を加えた『国民必讀』は、啓蒙家・翻訳者である嚴復の新しい著述の発見につながるものとして、極めて重要な書物であろう。しかしこまでの嚴復研究では、嚴復と『国民必讀』の関係や『国民必讀』という書物について本格的な言及がほとんどなかった。たまに触れるものがあっても、日記の記述を敷衍するだけで、事実の解明には至っていない⁽¹⁰⁾。その原因として資料の入手が極め

⁽⁷⁾ 沈国威「『官話』（1916）及其訳詞——以“新詞”“部定詞”為中心」、『アジア文化交流研究』第3号、2008年、113~129頁。

⁽⁸⁾ 王栻編『嚴復集』第3冊、596~598頁。

⁽⁹⁾ 嚴復「論小学教科書亟宜審定」、1906年4月7日（光緒三十二年三月十四日）『中外日報』。後に『東方雑誌』第三年第六期に転載。王栻編『嚴復集』第1冊、199~202頁。

⁽¹⁰⁾ 例えば皮後鋒『嚴復大伝』（福建人民出版社、2003年、364頁）に「1909年9月、严复被派在学部丞参上行走、负责审定部分教科书。严修、宝熙二人随即拜托严复审改陈曾寿、潘清荫所编《国民必读》。从此，这套多卷本教科书占用了严复很多时间，无论在寓所还是在名词馆，严复常常手拿一本国民必读，边看边改。1910年1月8日，严复改完《国民必读》第七卷，至2月5日将该书剩余各卷修改完毕、呈交学部」とある。皮後鋒『嚴復評伝』、南京大学出版社、2006年、203頁にも同じ内容がある。

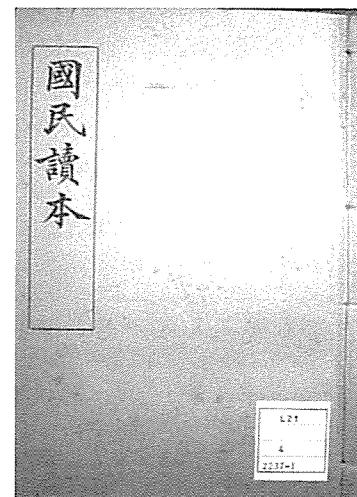
て困難であることが挙げられよう。『国民必読』というような民衆教育用の啓蒙書は大量に印刷する割に図書館の蔵書になりにくく、今となっては目にすることが容易ではない。

二 清末の国民必読書の系譜

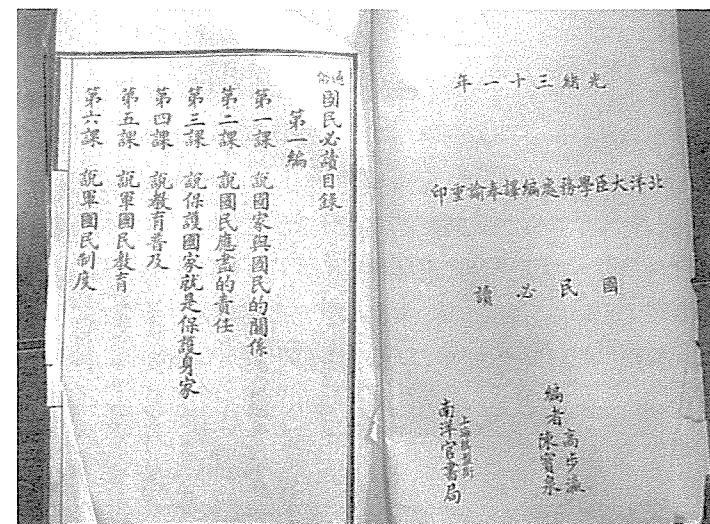
『国民必読』は清末に出版された国民教育用の啓蒙書、或いは教科書の1種である。『国民讀本』、『公民必讀』などの書名が用いられたものもあり、本稿ではこのような書物を『』として仮に国民必読書と呼ぶことにする。国民必読書は、学校教育で使用する教科書に似た性格を持つ一方、一般社会における民衆教育にも使えるところに特徴がある。特に20世紀最初の数年間、新しい学校制度がまだ完全に確立していなかった時期にこのような書物は非常に重宝されていた。1911年の辛亥革命までに出版された国民必読書の中で重要なものとして次のようなものがある。

(一)、『国民讀本』、朱樹人編撰、清光緒二十九年（1903）二月、上海：文明書局出版、活字袋綴じ本2冊。本文85丁、101課。文章は平易な文語文体で綴られ、分かりやすさを追求する姿勢が伺えるが、当時の一般民衆にとって理解不能な新名詞（術語）もふんだんに用いられている。句読点が付けられていないが、キーワードに強調のマークが付いている。本書は、国民必読書の嚆矢であり、次のように3つの部分からなっている。

- 第1～27課、發明社会国家国民之名義、以立国民之公德、變国民之氣質；
 - 第28～75課、論述政体、官制、学校、軍政、賦税、法律、交通、警察、民政、戶律、宗教之名義制度、国民與国政之關係、国民於国政上應享之權利、應尽之職分；
 - 第76～101課、述計學要義之切於民用者、以祛流俗之錮惑、進社會之幸福
- つまり、第1部分では国民国家の形成、国家



と国民の関係、国民が有すべき性質を説き、第2部分では、国家の体制、組織構造、諸制度、国民の権利と義務について述べている。特に国民国家として相応しくない中国社会の弊害に厳しい批判を浴びせた。第3部分では、経済学の知識を紹介し、国民として自立する術を説明している。



(二)、『国民必讀』、高步瀛・陳寶泉編、清光緒三十一年（1905）、北洋大臣（直隸）学務處が南洋官書局から出版している。石印、61丁。表紙に「学部第一次審定初等小学暫用書目」の付箋があり、巻頭に「学部第一次審定初等小学暫用教科書凡例」がある。口語文体、句読点はないが、スペースが開けられている。下記の目次に示されているように本書は、国民国家における両者の関係の他に、国民となる資格、あるべき性質、国民の責任などを説いている。

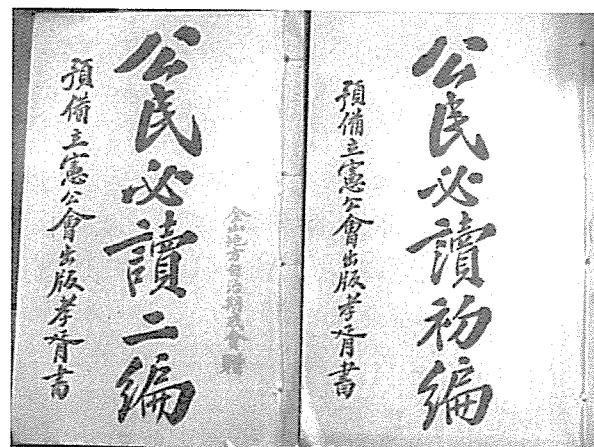
通俗国民必讀 第一編目録

第1課	说国家与国民的关系	第8課	说中国现今的大势
第2課	说国民应尽的责任	第9課	说各国尚武的精神
第3課	说保护国家就是保护身家	第10課	说各国现今的大势
第4課	说教育普及	第11課	说各国的军备
第5課	说军国民教育	第12課	说外国人待我国人的情形并所以至此的缘故
第6課	说军国民制度	第13課	说今日中国国民救国的方法
第7課	说中国古时尚武的精神		

通俗国民必読 第二編目録

第1課	说要有国民的资格必须先受教育
第2課	说体育
第3課	说智育
第4課	说德育
第5課	说自制
第6課	说孝亲
第7課	说兄弟友爱 附说姊妹
第8課	说夫妇和睦 附说戒早婚
第9課	说宗族姻亲 附说宜从家族的道德推到社会的道德
第10課	说信实
第11課	说尽职
第12課	说勇往坚忍
第13課	说自治
第14課	说卫生

(三)、『公民必讀初編、二編』、孟昭常著述、屠紹屏校正、光緒三十三年(1907)八月刊行。活字本2冊、本文は初編43丁、二編45丁。発行者は預備立憲公会、印刷は中華書局、販売は商務印書館である。演説文体、句読点もあり、新しい用語が数多く用いられている。本書は、立憲と地方自治を中心に公民、地方自治の理念、制度、組織等を述べている。書影と内容は次の通りである。



公民必讀初編目録

首章	预备立宪
第一章	立宪与地方自治之关系
第二章	公民
第三章	城厢乡图
第四章	董事
第五章	议会
第六章	选举
第七章	地方财政
第九章	地方官厅
第八章	助长事业
第十章	厅州县之议会

公民必讀二編目録

第一章	省会总论
第二章	省会组织
第三章	省之财政
第四章	立宪国人民之地位
第五章	人民对于国家
第六章	人民对于政府
第七章	人民对于地方长官及公吏
第八章	个人对于社会
第九章	人民对于外国人

(四)、『国民必讀課本初稿』甲編上下、乙編上下、銅版印刷、4冊。甲編上24丁、甲編下47丁、乙編上75丁、乙編下93丁。詳細は第6節参照。

(五)、『簡易国民必讀課本上下』、宣統二年(1910)秋九月刊行、学部編訳図書局編纂、印刷、発行。上巻96丁、下巻は未見。(四)の簡易口語版である。

(四)、(五)とも、学部の編纂によるものであるが、嚴復が修訂したのは(四)だけだと思われる。

国民必讀書は、新しい知識の普及、近代的学校制度の確立、学校用教科書の編纂、刊行及び学術用語の制定など近代教育史に関する諸問題を研究する上で重要な資料であるだけでなく、その名の通り、啓蒙教育による国民創出と立憲準備という中国近代史上的一大事件に関わる多くの事実を解明するのに不可欠な資料である。早くも鄭鶴声は1935年に中央政府による教科書の検定について考察を加える論文の中で、立憲準備の一環として学部主導による『国民必讀課本』と『簡易識字課本』の編纂に言及したが、实物を見ることができなかつたため、「未だ書き上げていない」と指摘している⁽¹¹⁾。これまでに清末の国民必讀書について、もっとも詳しく取り上げたのが、アメリカ人研究者のJoan Judge(季家珍)であった⁽¹²⁾。氏は、「改造國家——晚清的教科書與國民讀本」という論文で、國民讀本の出版を新式教科書と新民族主義イデオロギーの発生という角度から捉え、

(11) 鄭鶴声「三十年來中央政府對於編審教科圖書之檢討」(『教育雜誌』第25卷第7号31頁、1935年)に「有陳寶泉等編國民必讀課本二種、高步瀛等編簡易識字課本三種、平遠編國民必讀本經證釋義、張景山編識字教授書等、但未成書」とある。

(12) 季家珍(Joan Judge)「改造國家——晚清的教科書與國民讀本」、孫慧敏訳、『新史學』12卷2期、2001年、1~40頁。

テクスト分析を行った。しかし取り上げられたのは、直隸学務處が出版した高步瀛・陳宝泉編の『国民必讀』だけで、1907年に預備立憲公会より出版された『公民必讀初編、二編』については上海図書館に所蔵なしという理由で、逸書扱いにして、学部編の『国民必讀課本』についても多く語らなかった。一方、出版史、教科書編纂史、及び関連領域の研究では、学部より出された2篇の上奏文を引用しながら⁽¹³⁾、学部編の『国民必讀課本』に言及する論文が発表されてはいるが、同じく実物を見ていないので、その多くは、同書の編纂過程を推測的に述べるだけで、厳復による修訂の事実や発行、使用実態は解明されていないだけではなく、記載内容の分析、同類の書物との相互関係の整理なども手つかずのままであった。つまりこれまでに近代思想史、政治制度史、清末政府機構に関する研究（例えば学部や学部編訳図書局に関する研究）や厳復研究において、国民必讀書を資料として取り上げ、その近代史的意味を追求するものは多くないというのが実状である⁽¹⁴⁾。

本稿の筆者たちは、まず何よりも関係資料の徹底収集からスタートした。その結果、清末の国民必讀書の実物をほぼ全種類入手した⁽¹⁵⁾。これにより各種の読本について編纂の主旨、内容等を明らかにすることが可能となつたが、紙幅の関係で、本稿ではまず、清末の国民必讀書の系譜を整理した上で、学部編纂の『国民必讀課本初稿』を中心に、特にその編纂過程に焦点をあて、考察することとし、『国民必讀課本初稿』を含む一連の国民必讀書の内容、国民啓蒙史における位置づけ、同類書の間の影響関係等については別稿を用意する予定である。

(13) 「学部奏編『国民必讀課本』『簡易識字課本』大概情形折」、『教育雑誌』第1年第2期、宣統元年二月二十五日。以下文脈によっては「情形折」と略す；「学部試行国民必讀辨法折」、『教育雑誌』第2年第3期、宣統二年三月初十日。

(14) この方面的先行研究に次のようなものがある。王建軍『中国教科書發展研究』、広州：廣東教育出版社、1996年；閻曉紅『晚清学部研究』、広州：廣東教育出版社、2000年；李孝悌『清末の下層社会啓蒙運動』、石家庄：河北教育出版社、2001年11月；沈松儒「國權與民權：晚清的國民論述1895～1911」、『中央研究院歴史語言研究所集刊』、第73本第4分冊、2002年12月。

(15) 資料収集に中国自然科学史研究所の王揚宗教授、北京師範大学の方維規教授、北京外国语大学の鮮明さんよりご協力を賜った。厚くお礼を申し上げる。

三 預備立憲と『国民必讀課本』の編纂

清末の国民必讀書は、国民国家の樹立と国民の創出という要請に応えるべく編纂されたものである。その刊行自体は1つの国民創出のプロセスとして捕らえることが可能であろう。つまり民間からスタートした一般民衆に対する啓蒙教育は、直隸学務處や預備立憲公会のような地方政府、或いは半官半民の組織により、近代教育制度の整備、憲法制定の準備に関連づけられ、活発に行われるようになり、そこへ学部による『国民必讀課本』編纂の計画が持ち上がったのである。種々の目的や理念に基づいて行われた国民教育は、清王朝中央政府が体制維持のために求める臣民像に収斂させられていくのである。このように官定国民製造マニュアルとも言える『国民必讀課本』は、清末の社会変革と立憲自治という歴史の文脈において考察しなければならない。

立憲準備を宣言した2年後の光緒三十四年八月初一（1908年8月27日）に清政府は、憲政編査館資政院王大臣奕劻、溥倫らの共同上奏文「憲法議院選舉各綱要暨議院未開以前逐年應行籌備事宜」を承認した⁽¹⁶⁾。この上奏文に「九年預備立憲之清单」が付されており、立憲の準備期間、及び立憲までの9年間に毎年実施する具体的な事項と進度が記されている。このロードマップのようなものは実は湖南省の出身で、日本留学の経験を持つ楊度によるものであった⁽¹⁷⁾。楊度は、一般民衆におけるしっかりと国民意識の確立こそが立憲の必須条件と考えていた⁽¹⁸⁾。このリストでは延々と80数項目が羅列されていたが、実施可能な観点からすれば14項目に絞ることができる⁽¹⁹⁾。この14項目のうち初年度から実施す

(16) 清政府は、光緒三十一年六月十四日（1905年7月16日）に「派載沢等分赴東西洋考察政治論」を通達し、外国に五人の大臣を派遣し、立憲の準備を始めた。また光緒三十一年十月二十九日（1905年11月25日）に『設立考察政治館參酌各國政法纂訂成書呈進論』を発表した。光緒三十二年七月十三日（1906年9月1日）に『宣示予預備立憲先行厘定官制論』を発表、正式に西洋に見習い、立憲を行うことを公表した。中国第一歴史档案館編：『清末籌備立憲档案史料』（上冊、北京：中華書局、1979年）参照。

(17) 張一塵は、『古紅梅閣筆記』の中で次のように述べている、「湘潭楊哲子度、袁（世凱）、張（之洞）二人所欲見而未得者，会自日本回籍臨其伯父之喪，二公乃電令湖南巡撫咨送入都，乃以四品京堂在宪政编査館行走，与浙江勞乃宣同时被荐。九年预备立宪之清单，即杨所草定而通过者。」楊度著、劉晴波主編：『楊度集』、長沙：湖南人民出版社、2008年版。第二冊、第504頁。

ることになっている項目に、『国民必読課本』の編纂があり、学部はその責任を負うことになった。次のように指示されている⁽²⁰⁾。

光緒三十四年第一年……一颁布城镇乡地方自治章程……一编辑简易识字课
本学部办；一编辑国民必读课本学部办。……

光緒三十五年第二年……一颁布简易识字课本，创设厅州县简易识字学塾，
学部各省督抚同办；一颁布国民必读课本学部办。……

つまり、まず一年目に『国民必読課本』を編纂し、翌年にそれを頒布するとい
うことである⁽²¹⁾。清政府は『国民必読課本』を「誰しも国民の大義を理解させ、
立憲の基礎を作り上げる」重要な手段と認識していた⁽²²⁾。同課本の編纂を学部
は立憲プロセスに関わる準備作業の1つと位置づけ、「六ヶ月ごと、進捗状況を
報告し、また憲政編査館の監査を受けなければならない」と下命している⁽²³⁾。
1908年8月末のことである。

(18) 「……至开议院以前应行筹备各事，头绪至为纷繁，办理宜有次第，（中略）综其大纲，预备自上者，则以清厘财政，编查户籍为最要，而融化满汉畛域，厘定官制，编纂法典，筹设各级审判厅次之。预备自下者，则以普及教育增进智能为最要，而练习自治事宜次之。（中略）人民程度尚有未及，何以副选举被选举之资格，地方自治尚无规模，何以享受权利，担任义务。」『憲政編査館、資政院会奏呈憲法大綱暨議院法選舉法要領及逐年籌備事宜折 附清单二』参照。故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』、北京：中华書局，1979年7月版，上冊，第54～57頁。

(19) 梁啓超は次のように述べている、「考筹备案，且列八十余目以塞篇幅，按其内容实只得十四项：一曰设立咨议局、资政院，二曰调查户口，三曰编纂法典，四曰司法独立，五曰办理巡警，六曰办理地方自治，七曰编订官制、官规，八曰清理财政，九曰编国民课本，十曰变通旗制，十一曰设行政审判院，十二曰设弼德院，十三曰颁布宪法，十四曰颁布议院法及选举法。滄江（梁啓超）：『論政府阻撓国会之非』、張枏、王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』、北京：三聯書店，1977年版。第三卷，第636頁。

(20) 『東華統錄（光緒朝）』、5976頁。

(21) それに先だって『簡易識字課本』を編纂し、頒布することも要求されている。『簡易識字課本』については、沈国威「關於清學部編『簡易識字課本』（1909）」、『或問』第17号、2009年、83～100頁。

(22) 「学部試行國民必讀辦法折」、『教育雜誌』第2年第3期、宣统二年三月初十日。

(23) 光緒三十四年八月初一日「九年預備立憲逐年推行籌備事宜諭」、『清末籌備立憲檔案史料』、第67～68頁。「一、九年筹备事宜，钦遵懿旨，责成内外臣工，每届六个月，将筹办成绩胪列奏开，并咨报宪政编査館查核。应自光緒三十四年八月起至十二月底为止为第一届，以后每年六月底暨十二月底各为一届，限每年二月内及八月内各具奏咨报一次。」つまり一回目の監査は諭旨が発表された四ヶ月後の十二月で、以後、二月と八月に報告しなければならない。

学部の報告書と『教育雑誌』の記事によれば、『国民必讀課本』の編纂任務は学部図書編訳局に与えられた。当時の編訳局長袁嘉穀（光緒経済特科状元）は、編書課国文係で高等小学校用国文必讀科教科書を編纂するスタッフである楊兆麟、黎湛枝、陳雲誥、王用舟、陳寶泉、曹振勳らに執筆を指示した⁽²⁴⁾。指示を受けた担当者たちは早速『国民必讀課本』の編纂に取りかかったと思われるが、遅々として摶らなかったようである。1909年1月9日（光緒三十四年十二月十八日）に6ヶ月の進捗状況の報告書として学部より「学部奏編『国民必讀課本』『簡易識字課本』大概情形折」が上奏された。その中で編纂の方針、方法について詳細に報告すると同時に、進展の遅れについても弁明している⁽²⁵⁾。

(24) 「第二次編訳図書局備覽・職員表第四 任事表一」、「第二次編訳図書局備覽・現時編訳書目表二」、『学部官報』参照。

(25) 原文は次の通りである。「謹按单开第一年臣部筹办之事为编辑《国民必读课本》、《简易识字课本》。（中略）窃维编定此项课本，其宗旨在使人人皆知人伦道德及应用之知识为主。宗旨必须纯正，事理亦期通达，要在简而不陋，质而不俚，始为合用。臣等受命以来，先集坊间所出各本，详加核阅，综其大端，盖有数弊：事多假设，不能证实，其弊一也。杂列名词，无复抉择，其弊二也。方言讹语，不便通行，其弊三也。文义艰深，索解不易，其弊四也。卮言异说，惑乱人心，其弊五也。今兹编定课本，必先祛此五弊。前经派令臣部图书局审定科各员，本此宗旨，酌拟办法，先编凡例，各抒所见，以备采择。旋据各员先后呈稿，臣等审筹熟计，至于再三。（中略）《国民必读课本》（中略）顾名思义，似应敬辑列圣谕旨及圣贤经传以示标准而资遵循。拟谨编为二种课本。一种理解较浅，范围较狭，征引书史较少，其天姿较高者期以一年毕业，逊者一年半毕业。一种理解较深，范围较广，征引书史较博，其天资高者期以二年毕业，逊者三年毕业。其编辑之法，拟各分上下二卷。上卷慎采经传正文，以大义显明者为主，兼采秦汉唐宋诸儒之说以证明之。正文之下，附以按语，凡群经大义切于修身之要者，前史名论益干涉世应事之宜者，以及诸子文集外国新书于今日国家法政世界大局有相关合者，皆为今日应用之知识，均可择要采取，推阐发挥，以渝其智虑，拓其心胸。下卷敬辑列圣谕旨。凡有关于制度典章之大者，慎为辑录。仿圣谕广训直解之例，敬附解释，俾易领会。盖有圣训及经传大义以坚定其德性，复有解释发明以开浚其知识。既合古人正德厚生之教，更符近世德育智育之法。庶几乡曲愚氓，皆明于忠君报国之义，而识字较多，智识较灵，并可藉以为谋生学艺之资矣。此编辑《国民必读》之大略也。窃维此项课本，关系极重，为人心风俗之本原，教育普及之枢纽，实不可稍缓之举，而稽之载籍。古无其书，采诸异方，未适于用。深恐稍有疏舛，贻误全国人民。惟坊间所编，既多流弊，臣衙门各员所拟亦未能臻精善，用是稍稽时日，未能速成，现经臣等博访通人，多考成式，手定体例，随时商榷，本月内甫经商定办法，此全国学术初基所系，臣部职任所关，不敢不再三审慎，务求妥善适用。一俟编辑成书，先在京师地方教授数月。如果易简理得，士林称便，再由臣部奏明请旨颁行，各省一体遵用。谨奏。光緒三十四年十二月二十八日奉旨依议。钦此」「学部奏編『国民必讀課本』『簡易識字課本』大概情形折」。

上奏文によれば、学部はまず「人倫道德と応用知識を中心とし、正確さと分かりやすさを求める」と同時に、「簡易ではあるが不完全ではない、質素ではあるが低俗ではない」という主旨を確認し、既に出回っている同類の書物を集め、詳細に検討を加えた。その結果、次のような欠点が指摘されている。

第一、記述した事例の多くは、仮説によるもので、実証できない。

第二、用語、術語が不統一で、読者が戸惑うであろう。

第三、方言及び規範的でない言葉が用いられており、普及に支障がある。

第四、場合によっては内容が難しすぎて、一般民衆が理解できない。

第五、一部の内容、言論は過激な邪説に触れ、人心を搔き乱す危険性がある。

つまり既存の同類書はいずれも編纂者を満足させることができなかった。新しく『国民必読課本』を編輯するには何よりもまずこの五つの欠点を解消しなければならない。上奏文では次のような旨が述べられている。所定の方針に従い、編纂方法を決め、書式を統一させる。編纂スタッフに自由に執筆させ、提出した原稿を上司が数回にわたって審査する。これが編纂の手順である。『国民必読課本』はその名の通り、歴代の皇帝の諭旨や古代の賢人らの文章を行動の規範として収録しなければならない。そのために初級と上級の二種類の必読課本を編集する。初級は、内容が簡単で、範囲が狭く、經典からの引用も少ない。素質のよい生徒は1年で、素質のよくない生徒でも1年半で終えることができる。上級は内容が深く、範囲も広い。經典からの引用が多いので、素質のよい生徒は2年、素質のよくない生徒なら3年で卒業できるよう内容を考える。二種類ともそれぞれ上下二巻に分けて刊行する予定である。上巻は慎重に經典から大義が明らかなものを中心に文章を採集し、秦漢唐宋の儒学者たちの学説でそれを証明する。本文の後に解釈を付ける。内容は經典の中に修身に役立つものや人生に有益なもの、そして諸子の文章の他に、外国の新書、国家の政治法律、世界情勢に関連するものなど今日の有用な知識から重要なものを選び、収録する。民衆の知恵を開き、視野を広める。下巻では、歴代皇帝の諭旨や制度、法令から重要なものを慎重に採録する。『聖諭廣訓直解』に倣り、解釈を付けて読者の理解を助ける。このように聖訓と經典の大義をもって民衆の道徳を固め、さらに解釈することによりその知識を深めることができる。このような方法は古代の「正徳厚生」の教えに合致し、現在の德育智育の方法にも一致する。短期間で、無学の民衆も忠誠の大義

をわきまえ、文字を覚えて、生活の手段を身につけることが可能である。以上が『国民必讀』編纂の方針である。『国民必讀』は、人心風俗の基準を示すもので、教育普及の根幹に関わる書物であり、速やかに完成しなければならないが、これまでこのような書物はなく、外國に手本を求めるも中國に適用できない。民間で書かれたものには弊害が多くあり、編輯スタッフらが執筆した部分も完全なものではなかった。間違いがあれば全國の讀者を誤らせることになるので、速やかに完成することができなかつた。但し学部は広く専門家を訪ね、既にあるものを多く参考とし、体裁を決めるために隨時議論をしてきた。今月のうちに編纂の方法や細目を決定するであろうと上奏文は言っている。

編纂の指示が出てから4ヶ月以上経って、ようやく編輯方針が決定されるというのは、緩慢すぎると言わざるを得ない。なぜだろうか。『教育雑誌』1910年1月号の記事はその間の消息を伝えている。

《国民必读课本》为预备立宪第二年应办之要务。当时屡拟办法，张文襄均不谓然，亦无一定宗旨。因是迄未成书，现由审定科员外郎陈曾寿，从张文襄令孙处刺探意志，始经编列条目，分派各员编纂。仍以广化寺为编辑所，期于年内成书，进呈御览，然后颁布通行⁽²⁶⁾。

つまり学部から数回試案が出されたが、いずれも内閣大学士の肩書きで学部所管大臣になっていた張之洞に黙殺された。やむを得ず、編纂責任者、張之洞の門下生の陳曾寿（員外郎）は張之洞の孫を通じて張氏の本当の意図を探った。得た情報をもとによく方針と内容が固まり、分担して取りかかるようになり、年内の完成を目指すことである。經典の扱い方からすればこの上奏文は忠実に張之洞の意図を反映したものと言えよう⁽²⁷⁾。

編輯方針等は、「依議、欽此。」と政府によって承認され、編纂は加速されることになる。しかし、この方針について、学部侍郎の嶽修は快く思っていないに違いない。嶽修は宣統元年二月十七日（1909年3月8日）に、日記の中で次のように記している。

潤沅来署談小学事。闻南皮张相国之意“仍欲将”（于）初等小学“章程”

⁽²⁶⁾ 「国民必讀課本着手編輯」、『教育雑誌』第1年第13期（宣統元年十二月二十五日）記事・本国之部参照。

⁽²⁷⁾ 関曉紅『晚清学部研究』、広州：廣東教育出版社、2000年、181～187頁参照。

(仍主张)任。且不以润沅所言小学课本宜与立宪相合之说为然。朝廷日日言立宪，而政府之所见乃如此，将来之结局不堪设想。……⁽²⁸⁾(句点は筆者)

つまりその日、嚴修を訪ねた傅增湘が、張之洞が傳の「小学校の教科書は立憲に直接関連づけるのがよい」という意見に同意しなかったことを報告した。「中体西用」を主張する張之洞は、立憲というイデオロギーを小学校の教科書を含む国民教育の啓蒙書に結びつけたくなかったのである⁽²⁹⁾。このような新しい内容は、「中体」を根本から搖るがすことになりかねないと心配していたのであろう。張之洞は經典、聖諭などの内容を『国民必讀課本』に取り入れるよう指示したが、その意図を現実化させたのは陳曾寿と潘清蔭であり、二人とも張之洞の直系であった。このような状況に直面した嚴修は、朝廷は日々立憲を言っているが、政府の見解がこれでは将来の結果は憂るべきものだと嘆いた。嚴修はかつて直隸（北京周辺）で民衆教育の普及を推し進め、目覚ましい成果を上げた。学部において直隸教育モデルを提唱する代表的な人物である。嚴修は、張之洞の意見は「政府の所見」と受け止め、ひどく失望したのである。

1909年4月15日（宣統元年二月二十五日）の『教育雑誌』に「刊行『国民必讀課本』之預備」という記事が掲載されている。

学部張榮兩中堂，飭司編輯國民必讀及簡易識字課本，均已告成。具折進呈御覽。奉旨依議。聞張相國已飭圖書部按照原本刊印，預備開印后，即頒行各省。

と『国民必讀課本』の完成を伝えたが、誤報であった。張之洞が、学部侍郎嚴修、宝熙と相談し、スタッフを編纂に専念させるべく、皇居裏の什刹海広華寺に編纂所を移転した。張之洞も公務の暇にみずから編纂所へ足を運び、「督飭」した⁽³⁰⁾。

1909年9月（宣統元年八月）、立憲準備の第2年目に入る。当初の予定に従えば、『国民必讀課本』は頒布の段階に入らなければならない。しかし未だに完成

(28) 嚴修『嚴修日記』、天津：南開大学出版社、2001年、1504頁。

(29) 実際、『国民必讀課本初稿』甲編上では「立憲」について一ヶ所しか言及されていなかった。

(30) 『教育雑誌』第1年第5期（宣統元年四月二十五日）の記事・本国之部「國民必讀課本之編纂處」に、「管理學部事宜張相國，以國民必讀課本編纂一事，在能開發民智，關係重大。日前與該部左右侍郎嚴修、寶熙會商，以現在編訂《國民必讀課本》及《簡易識字課本》，圖書局因拟從速編訂。遂飭令部員擇地于后門外什刹海廣華寺，开办編纂處，以便編制《國民必讀課本》。派員編纂，以期速成。聞張中堂因與住宅不遠，仍俟公暇，輒亲自督飭云。」とある。

を見ない。そんな折り、張之洞が死去した。張の死を機に、嚴修は張之洞が決めた方針を含め、「一切學部事宜」を大いに変更しようとした⁽³¹⁾。あるお雇い日本人は學部尚書（所管大臣）榮慶を訪ね、「將來學務有無更變之宗旨」と確認したほどであった⁽³²⁾。

嚴修らの動きに保守派は危機感を募らせていたようである。1909年10月14日の『大公報』に「某相請保存張相學制」という記事が掲載されている。

聞內廷人云，日前由某相國面請攝政王以當庚子之後新學振興，時髦少年舍華逐洋，斯文几有將喪之慮，幸賴張故相管理學務，力挽頽風，处处以保存國粹為宗旨，國學因以復彰，應請飭下學部，凡張故相所訂之學務章程均須依舊遵守不得輕議更改等語。聞王已有許可之意。

さらに一ヶ月後の1909年11月14日に「保存分科大學制度」が掲載された。

聞日昨世相國面請攝政王以前閣臣張之洞訂擬分科大學之制度系參酌中外情形而成，極為完善，現已陸續開辦。應飭知學部，凡前擬一切章程办法不得輕易更改，以存張故相之遺志等情形，經攝政王允准聞其原因，系緣學部有擬請更易分科監督之舉，已為世相所聞，故先行奏請阻止云。

攝政王載灃は、張之洞路線堅持の態度を表明し⁽³³⁾、學部尚書榮慶も、それに従わざるを得なかった。

嚴修は學部大臣として、最終的な責任を持っているが、自分の意志を現場に浸透させることができなかつた。というのは、現場を取り仕切っていたのは、張之洞の門下生の陳曾寿と潘清蔭だからであった。編輯スタッフには嚴修の部下もいた。例えばかりで直隸學務處で『國民必讀』教科書を編纂した陳寶泉である。陳寶泉は天津にいた頃、嚴修の推薦を受け、高步瀛と一緒に直隸學務處版の『國民必讀』を編纂した。この本は10万冊も売れ、影響が非常に大きかつた。1906年嚴

(31) 「張相國逝世後一切學部事宜嚴侍郎將大為更動，榮尚書則意不謂然，故日內榮尚書與嚴侍郎之意見不甚融洽」。『張相國逝世之影響于學務』、『申報』宣統元年九月初一日（1909.10.14）、影印本第102冊。閔曉紅『晚清學部研究』、191～194頁。

(32) 「張相國逝世之影響于學務」、『申報』1909.10.14、「張故相之影響于學務」、『大公報』1909.10.11、「張相國逝世后在京有日本教員某君于學務一途极为注意。聞于日前曾至榮相宅第拜謁，詢及將來學問有無更變之宗旨。」

(33) 「內廷人云，攝政王日前與枢臣言及數年來教育事宜多出自張相國之手，所有編訂教科書籍，均與教育前途甚有裨益，應飭學部檢查有無擬定未竟之書，仍按原意續為編訂頒行，以終其意。」『張文襄之未竟事業』、『大公報』、1909年11月1日（宣統元年九月十九日）第2617号。

修が学部大臣に就任した際、陳、高を学部に連れてきた。二人は国民必読類の教科書を編纂した経験があるためそれぞれ『国民必読課本』と『簡易識字課本』の編纂に当たられたのは、当然のことである。陳宝泉は、張之洞は自分が編纂した小学校用参考書審定目録に「頗不慊意」（頗る不満）であったが、それでも自分を『国民必読課本』の編纂に参加させた。誠に「老成人之好惡不掩、良可敬佩」と感激深げに述懐している⁽³⁴⁾。張之洞は、陳宝泉らが進めた直隸の教育モデルに不満を持っている。この教育に関する直隸、湖北の齟齬は、張之洞と厳修の小学校の教科書と立憲との関係においても存在している⁽³⁵⁾。

このような状況下で、厳修は早期完成に気が進まなかつたに違いないであろう。所定の期限が迫ってくる中、学部尚書の栄慶が焦りを募らせていた。厳修は、宣統元年十一月初九日の日記の中に次のように記している。

（宣統元年己酉1909）十一月初九日 直日，五钟起 入直 与荣宝二公谈公。
栄相盼国民读本成书至急，属余催督至于长揖。 访梧生……到署，理文牍，
检查《国民读本》已成之稿本与朗溪幼陵熟商 暮归倦极早睡。⁽³⁶⁾（句点は筆者）

つまり栄慶と宝熙は、『国民讀本』の完成を待ちわびて、厳修に「長揖」して懇願したほどであった。その日、学部の両大臣厳修と宝熙は『国民讀本』の修正を正式に厳復に依頼した（前出厳復日記を参照）。同じ日に厳修、郎溪は、厳復と長時間相談した。修正方針を決めるためと思われる。厳修は修正、校閲が自分の主張を『国民讀本』に反映させる最後の手段と捉えたに違いない⁽³⁷⁾。修正を口実に厳修は、張之洞の門下生らに牛耳られた図書編訳局から『国民讀本』の編集権限を取り上げ、厳復が総纂を務める名詞館に移した。図書編訳局所属の陳宝泉は1909年末前後すでに編纂作業に関わっていないことは厳修の宣統元年十二月初一日（1910.1.11）の日記によって明らかになっている。

宣統元年十二月初一日 七钟半起，九钟前到署。进士馆学员游英毕业，是

⁽³⁴⁾ 陳宝泉「五十自述」、『退思齋詩文存』、沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第五十七輯、566冊、台北：文海出版社、1970年、93～100頁。

⁽³⁵⁾ 関曉紅『晚清学部研究』、175～181頁。

⁽³⁶⁾ 嚴修『嚴修日記』、1553頁。

⁽³⁷⁾ 激しい路線闘争、主導権争いを背景に当事者に慎重を期する思惑もあるだろう。「情形折」「試行折」に『国民必読課本』は、「不敢不再三審慎」「此項課本、前無所因」「細心編纂、公同核閱」の文言が見える。

日在部考試。吏部正堂李荫墀前輩來會考，余陪之点名、散卷、发題。后李公小坐即走……到署午饭之后，榮相寶侍郎偕至催办《國民必讀》。嚴几道來談《國民讀本》事……灯后归。佑宸、小庄偕來，略談扩充私立小学及添办简易学塾事宜。饭后佑宸先去，余与小庄至**宣讲所参观。……⁽³⁸⁾

つまりその日、学部尚書の栄慶と侍郎の宝熙が『国民必読課本』の催促に学部を訪れた。その後、嶽復が『国民讀本』に関する相談に来た。同じ日に嶽修は陳宝泉と自宅で会い、二人は私立小学校の拡充や簡易識字塾の増設について話し合った後、宣講所（夜間学校）も見学したが、『国民必読課本』のことは話題に上らなかった。

嶽復は、嶽修らの依頼を受け、1909年12月21日から1910年2月5日まで1ヶ月半にわたって学部の陳曾寿、潘清蔭編の『国民必読課本』を退屈と感じながらかなりの時間を費やし改訂した。また同時に名詞館の同僚らに『物理』の部分を執筆させたのである。

四 『国民必読課本初稿』について

嶽復は2月5日すべての修正原稿を提出した。僅か2日後、学部から「学部試行国民必読辦法折」（宣統元年十二月二十八日、1910年2月7日。以下「試行折」と略す）が上奏された⁽³⁹⁾。その概要は以下の通りである。

前年十二月（1909年1月）に上奏した「編輯『國民必讀課本』情形折」の通り、学部所管大臣張之洞が人材を集め、宗旨を定め、体裁を確定して、編纂が進められた。本年八月以降（1909年9月）期日が迫ったので、速やかに編輯すべく上司は担当者に督促した。前年上奏した通り、『國民必讀課本』は上下二巻に分けられ、上巻は、宗旨の発明を主とし、世の中が変わっても古人の教え、制度、道徳の基本は不变の真理である。いま民衆の道徳が確立せず、異説が秘かに存在している。十分に注意して混入を防ぐ必要がある。必讀課本は、諸經典の大義を取り上げ、史書、諸子の文章、東西の著名な学者の学説をみな採用し、なすべきことをわきまえ、立身の基本とする。下巻

⁽³⁸⁾ 嶽修『嚴修日記』、1554頁。小庄は即ち陳宝泉である。句点は筆者。*は、日記原稿では判読不能な箇所を示す。

は、歴代皇帝の諭旨を基本とし、さらに現在の制度、世界の情勢、富國への道、国民の責任も述べなければならない。こうして初めて、「明体達用」の益を得られる。二種類は難易度の差があるが、国民の道徳的達成、知識の拡張、国民の責任意識において、相違は存在しない。『周礼』によれば三物をもって民を興し、学校の中で「六德、六行、六芸」を教える。今の教養科目と同じである。学校に行かない者に対しては、十二項目を教えなければならない。前六項目は、「曰教敬、曰教讓、曰教親、曰教和、曰辯等、曰教安」で、すべて「人倫道德之事」であり、必読課本の上巻はこれに従う。後六項目は、「曰以刑教中、曰以誓教恤、曰以度教節、曰以世事教能、曰以賢制爵、

(39) 《学部試行国民必读办法折》宣统元年十二月二十八日

臣部上年十二月間、具奏編輯《国民必读課本》大概情形一折。奉旨允准在案。当由前管部大学士張之洞妙选通材，定明宗旨，手编体例，已具規模。迨本年八月以后，臣等以为日已迫，督飭承輯各員，妥速編輯。按照原奏，各分上下二卷。上卷以發明立教本旨为主，凡古人文教七教之制，六德六行之原，虽世变百出，而精理不刊。現在民德未纯，异议潜滋，尤应折衷名教，以防淆惑。举凡群經大義，前史名論，旁及諸子百家之粹語，東西通儒之學說，均已擇要採取，曲暢旁通，揭明應知應行之宜，以為立身处世之本。下卷敍述列聖諭旨，以示標準，而資遵循。更輔以今世之制度，時局之關係，與夫國家富強之道，國民應盡之責，俾群曉然大義之所在，奉行蹈厉，與時偕行。冀收明體適用之益，雖編輯之本，各有淺深，而所以為國民完其道德，扩其智識，定其責任者，則大致相同，略无出入。考之《周禮》，以三物興民，學校之內，所教者六德六行六藝，猶今之所謂普通學也。至于凡民之不入學者，又復因民之常，而施十有二教焉。十二教之目，前六者曰教敬、曰教讓、曰教親、曰教和、曰辯等、曰教安，皆人倫道德之事，此《國民必讀》上卷之所自昉也。后六者，曰以刑教中，曰以誓教恤，曰以度教節，曰以世事教能，曰以賢制爵，曰以庸制祿，皆法律制度因時用民之事，此《國民必讀》課本下卷之所自昉也。臣等原本禮經，確定宗旨，竊以此項課本，為古今教法之匯归。全國人民陶成之定矩，關係極為重大。雖經承輯各員，細心編纂，臣等公同核閱，凡有體例未合，詞意未純者，隨時飭令刪改。並由丞參各員，逐條覆校，茲經选定較深者一種，較淺者一種，以為課本之用。復選一種之文義廣博，征引宏富者，以供參考之資。查各國編輯課本，頒行全國，必經實驗其適宜與否，迭加修改，始臻完善。今臣部編纂伊始，此項課本，前無所困，愜心貴當，誠所不敢自信，擬即發交督學局，就近試行。一面發交各省提學使，悉心察驗。并廣征臣部咨議官各員意見，如有未當之處，仍應隨時修正。至此各項課本，查照原奏，區分畢業年期，系專备各學堂暨簡易識字學塾之用。惟于不能入學之人民，尚未籌及。伏惟我聖祖仁皇帝御制聖諭十六條，我世宗憲皇帝御制聖諭廣訓，先后頒行天下。凡士子歲科試，敬謹宣講，以曉軍民，亦復垂為故事。且有以白話演為直解等書者，取其語意淺明，妇孺共曉，與現纂《國民必讀》之意隱合，臣等拟俟試行之后，熟查何種課本之尤為適用者，即據以演成通俗之文，作為定本，發教各地方勸學講習等所，廣為教授傳播，務使人人能明國民之大義，以植預備立憲之基礎。十二月二十八日奉旨依議欽此。

曰以庸制祿」で、すべて「法律制度因時用民之事」であり、必讀課本の下巻はこれに従う。このように必讀課本は古今の民衆教育の集大成であり、国民形成の基本である。非常に重要な書物である。従って編纂担当者は、細心の注意を払って、編纂に取り組んでいるが、学部の上層部も共同で校閲した。体裁に合わないもの、意味、用語の純粹でないものがあれば、隨時訂正させた。また関係者は逐一校閲した。内容の深いものと浅いものを選び、二種類の教科書を編纂した。また参考書も一種類作成した。全国で使用する前に必ず試験期間を置く。内容が適當かどうかを確認し、何度も訂正を加え、最善のものにする。今回の必讀課本は最初のもので手本となるものが多く、拠り所もない。誠に自信がない。関係部署に提出し、試用しようとする。また地方で試用させ、意見を聞き、修正していく予定である。このように教科書は既に上奏した通り学校用だけで、学校に行けない者用のほうはまだ準備ができていない。『聖諭廣訓』のように口頭宣伝用のものを用意し、各地の夜間学校、講演所に配布する必要もある。これにより、国民の責任を明確にし、立憲の基礎を固めることができる。

この上奏文も清政府によって承認された。情形折を編纂に関する方針方法の計画案とするならば、この試行折は、計画実行の結果であり、報告書と考えることができよう。両者間の文言の移動を見てみよう。

出自	種類	方針
情形折	第一種	一种理解較浅，範圍較狭，征引書史較少，其天姿較高者期以一年畢業，遜者一年半畢業。
		上卷慎采經傳正文，以大義顯明者為主，兼采秦漢唐宋諸儒之說以證明之。正文之下，附以按語，凡群經大義切于修身之要者，前史名論益干涉世應事之宜者，以及諸子文集外國新書于今日國家法政世界大局有相關合者，皆為今日應用之知識，均可擇要採取，推闡發揮，以渝其智慮，拓其心胸。
		下卷敍列聖諭旨。凡有關於制度典章之大者，慎為輯錄。仿聖諭廣訓直解之例，敍附解釋，俾易領會。

	第二種	一种理解較深，范围較广，征引书史較博，其天资高者期以二年毕业，逊者三年毕业。	同第一种上卷方针
			同第一种下卷方针
試行折	第一種	較浅者一种	上卷以发明立教本旨为主。 曰教敬、曰教让、曰教亲、曰教和、曰辩等、曰教安，皆人伦道德之事，此《国民必读》上卷之所自昉也。 下卷敬述列圣谕旨，以示标准，而资遵循。更辅以今世之制度，时局之关系，与夫国家富强之道，国民应尽之责。 曰以刑教中，曰以誓教恤，曰以度教节，曰以世事教能，曰以贤制爵，曰以庸制禄，皆法律制度因时用民之事，此《国民必读》课本下卷之所自昉也。
	第二種	較深者一种	同第一种上卷方针
			同第一种下卷方针

修業年限に関する規定がなくなり、また下線部も注意すべき変動と思われる。試行折の承認を待って、『国民必讀課本』は、「初稿」という但し書きが付いて、刊行された。銅版、甲編上下、乙編上下の4冊で、奥付がないが、裏表紙に「宣統二年正月、学部図書局印行」とある。宣統二年正月は、1910. 2. 10~3. 10の間である。編纂者が記されず、扉に「此本專備試験之用不許翻印」とある。文言文體で、句読点がなく、欄外に簡単な説明の語句がある。甲乙は上記の表の中の第一種、第二種に相当し、それぞれ上下二巻に分けられているのも計画通りである。目次は次の通りである。(文末書影参照)

甲編上24叶 目次

尊孔 明伦 教忠 教孝 兄弟 夫妇 朋友 修身 立志 励学
力行 敦品 改过 守信 尚武 治家 合群 博爱 公义 公德
爱国 女学

甲編下47叶 目次

地理 总论 中国 国土 人种 宗教 历史
圣泽

宪政 议会 官制 法律 赋税 学校 军备 农业 工艺
商业 矿产 交通 外交 总论 条约 待遇外人 通商 权量
卫生 国民 国民教育 国民常识 立宪国民

乙編上75叶 目次

修己篇三十三课

立志 求学 执业 (总义 士农工商兵) 宗圣 从师 交友
读书 濬 (浚)智 慎言 谨言 制服 持敬 学礼 尚武 勤力
崇俭 励廉 谦让 诚实 手正 知耻 改过 慎微 惜时 有恒
辨惑 卫生 致美

治家篇十一课

孝亲 (总义 居致敬 养致乐 病致忧 丧致哀 祭致严 处变) 兄弟 夫妇
教幼 睦族

报国篇九课

忠君 爱国 事上 奉法 急公 尽职 任重 合力 对外

处人篇十二课

存仁 行恕 践信 敬乡 敬老 恤穷 知人 公益 建学
兴业 广爱

乙編下93叶 目次

天象 (日月 恒星 月 昼夜 四时 潮汐)

地理 (地球 溪海 洲陆 气候 人种 宗教)

中国 (总论 国土 山川)

历史 (进化史 交通史)

圣泽

宪政 (总论 政体 大权 议院 行政 司法 臣民之权力义务 地方自治)

法律 (总论 民法 商法 刑法 诉讼法 国际公法 国际私法)

国防 (总论 陆军 海军 武学)

外交 (总论 外交之机关 列强)

学校 (学制 女学)

学术（群经 孔子及諸弟子略传 諸子 文学 学派 欧学）

医学

农业（劝农 农学）

工业

商务（总论 公司 通商）

权量

博物（动植矿大意 家畜 有用昆虫 植物之关于进化者 植物之关于商品者 矿物者
石炭）

計240頁、10万字ほどの書物である。甲編上巻にある「力倡国粹、尊孔讀經」の内容は張之洞の指示に忠実に従った結果であるが、甲乙編とも下巻に「憲政、議会、国民、国民教育、国民常識、立憲国民」の内容があり、2つの上奏文に示されている編纂方針から大きく逸脱していることが分かる。しかし、嚴復とその同僚たちが書き下ろした「物理」「電學」の内容がなかった⁽⁴⁰⁾。2月7日に提出した原稿は、3月10日までに出版されるには、時間が短すぎるだろう。或いは見切り発車した『国民必讀課本』は、それ以上嚴復らの内容を取り入れるつもりがなかったのかも知れない。

試行折に見られる変更はさらに2つある。1つは、「復撰一種之文義廣博、徵引宏富者，以供參考之資」という参考書の編纂である。これは『國民必讀課本經証釈義』（平遠編）という形で実現した。もう1つは、口頭講釈用の通俗本の編纂である。宣統二年（1910）秋九月、学部編訳図書局より刊行された『簡易國民必讀課本上下』は、それである。本書の凡例は次のようにになっている。

一本編謹遵本部光緒三十四年十二月 奉章编辑为簡易识字學塾之用

一本編分为上下二卷上卷首慎采經傳正文下卷首敬輯 列聖諭旨皆遵本部 奏章

一本編上下卷每章皆分为数课每课皆編为极浅显且极简括之语以便学者记诵

一本編每课后附有衍义以发挥本课之意教者可按照讲解（讲解时仍用俗语无須

⁽⁴⁰⁾ 嚴復の「論今日教育應以物理科学為當務之急」（『嚴復集』第2冊278~285頁）にある「物理」の理解に従えば、「地理、農業、博物」等の内容は物理に相当するが、それにしても「電學」の内容がない。

用文言）不必強学者記誦

一本編間用附注以便教者讲解时参考用之

口頭の俗語による講釈が奨励されている。架蔵しているのは上巻だけで、96丁、内容目次は、甲編上巻と同じである。

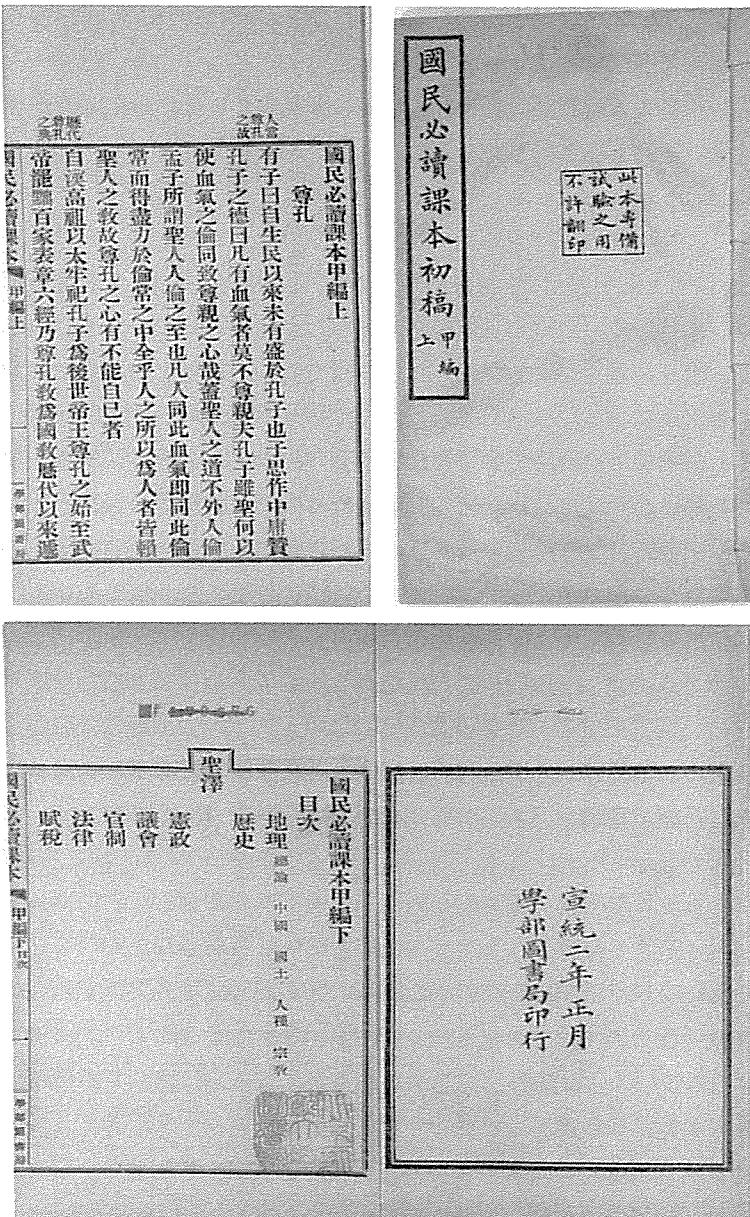
五 終わりに

本稿は、立憲準備のための『國民必讀課本』が刊行されるまでのプロセスに焦点をあて、種々の事実を明らかにした。編輯方針、内容等をめぐって湖南・直隸の両教育モデルによる確執があり、刊行まで糾余曲折があったことは上述した通りである。嚴復は最終段階で修正作業に加わり、それによって乙篇の内容は幾分教育改革推進派の意図に沿ったものとなったものの、嚴復が「悶損已極」の気持ちを抑えながら修訂した原稿の一部は、刊行されず、所在は不明のままである。その発見を期待したい。

1903年に出版された商務印書館図書目録に、一般知識を紹介する『普通學問答書』が7点リストアップされている。また1910年の図書目録に、『普通學問答書』以外に、國民必讀書も7点追加されている⁽⁴¹⁾。中には張元濟編の『立憲國民必讀本』があり、国家と国民の関係、権利と義務を詳細に説明し、立法、司法、行政という三権分離のシステムについても言及している。「陶鑄國民」の努力はその後も続いた。

清末に出版された國民必讀書について、それぞれの編集方針、内容、文体形式、術語の使用、そして編輯に際して日本資源が如何に利用されたか、など種々の興味深い問題について議論しなければならない。また『國民必讀課本』とセットで編纂された『簡易識字課本』（1909）も識字の問題だけではなく、國民教育の機能も担わされていたことが容易に想像されるが、こちらに関しても種々の面から検討を加える必要があるが、いずれも別稿に譲りたい。

⁽⁴¹⁾ 汪家熔『近代出版人的文化追求：張元濟、陸費逵、王雲五的文化貢献』、廣西教育出版、2003年、138頁。



『国民必讀課本初稿』の書影

近世日本における異文化知識の受容 —唐通事テキスト『譯家必備』にみられる異文化情報の吸收と交流—

奥村佳代子

1 はじめに

江戸時代の長崎は、日本唯一の海外貿易の拠点として、来航してきた中国人たちを受け入れていた。1689年（元禄二年）に、中国人専用の居留施設である唐人屋敷が開設され、来航中国人たちはすべて唐人屋敷に滞在しなければならなくなつた。このため、日本人と中国人との接触は制限されることとなつたが、中国文化が凝縮された唐人屋敷という異文化の空間が生み出された。

唐人屋敷は、来航中国人がただ寝泊りするだけの場所ではなく、約7000坪の敷地内には、唐人居住用の唐人部屋、市店と称された小さな商店、祠堂、あずま屋、池、広場などを備え、あたかも小さな町であった⁽¹⁾。唐人屋敷の運営や管理は長崎地役人である町年寄や乙名らが当たり、唐人屋敷を警護する唐人番や探番などが置かれたが、唐通事もまた交代制で唐人屋敷に詰めることになつていて⁽²⁾。

『譯家必備』は長崎唐通事による写本資料であり、主要な舞台として唐人屋敷が登場する。長澤規矩也氏は、『唐話辞書類集』第二十集に『譯家必備』を収め、解題で次のように述べている⁽³⁾。

長崎の通事の爲に、清商との対話を項目毎に録したもの。初めて通事となつ

(1) 唐人屋敷の敷地面積は、完成直後は6296坪余りであったが、何度も拡張された。永井規男 2003「唐人屋敷一町の構成—」関西大学東西学術研究所資料集刊 9-6 『長崎唐館図集成』 p.207~224。

(2) 唐人屋敷への出入りは厳しく制限されており、定められた役人以外は遊女の出入りが認められていたが、一般的の日本人は禁止されていた。